裁　決　書

[redacted]

審査請求人　[redacted]様

[redacted]歳

[redacted]

上記代理人[redacted]　様

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成２５年１１月６日付けをもって提起された生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第２５条第２項に基づく要介護認定に係る生活保護変更決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主　文

[redacted]福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成２５年９月６日付けで請求人に対して行った要介護認定に係る生活保護変更決定処分を取り消す。

不服の要旨

１　審査請求の趣旨

処分庁が平成２５年９月６日付けで請求人に対して行った要介護認定に係る生活保護変更決定処分（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

２　審査請求の理由

認定調査の結果と主治医意見書から、全ての項目で介護なしでは日常生活を営むことがほぼ不可能な状態であるのに、介護認定審査会の審査及び判定が考慮されていない。心身の状況が変わっていないのに介護度が下がった。

裁決の理由

1　認定した事実

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第９条に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）でない要保護者について、法第１５条の２第１項に規定する介護扶助の要否を判定するに当たっては、被保険者と同様に要介護状態の審査判定を受け、要介護状態に応じ介護扶助を受けることとするものとされており、保護の実施機関たる処分庁が、市町村に設置される介護認定審査会に判定を委託して行い、その判定結果をもとに介護扶助の要否判定の一環として決定することとされている（「生活保護法による介護扶助の運営要領について」平成１２年３月３１日社援第８２５号厚生省社会・援護局長通知）。

処分庁は原処分に際し、請求人の要介護状態について、[redacted]介護認定審査会（以下「介護認定審査会」という。）に審査判定を委託し、その審査判定に基づいて原処分を行った。

2　鑑定の結果

三重県知事（以下「審査庁」という。）は、原処分に際して行われた介護認定審査会による要介護認定の審査判定の妥当性について、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第２７条の規定に基づき、平成２５年１２月２６日付けで三重県介護保険審査会（以下「県審査会」という。）に対して鑑定依頼を行った。県審査会から報告のあった鑑定結果としては、介護認定審査会が行った認定調査（以下、「認定調査」という。）の結果については妥当でないと判断するものであり、鑑定の理由としては、次のとおりである。

（１）介護認定審査会の審査・判定について

処分庁の弁明及び専門調査等によると、一次判定結果の修正がないことは確認されていた。その上で二次判定が行われた。

二次判定の「通常の例に比べより介護の手間がかかるか否か」の議論材料となる「介護の手間」について再調査したところ、次のような「介護の手間」が発生していることが判明した。

①　「２－１移乗」「２－２移動」

・拘縮・不随意運動があるため、週２回の入浴介助は２人で抱きかかえ移乗介助を行う。移動の機会は、週２回の入浴時と１シーズンに１回の行事の時である。

②　「２－４食事摂取」

・６月に胃瘻の部品が折れ、胃部に残ったバンパーを除去した。不随意運動により再度、同じような事が起きないように注意を払っている。

③ 「２－５排尿」「２－６排便」

・オムツと尿パットを使用し、１日７～８回の定時交換を実施。陰部洗浄は、入浴日以外の日に１日１回実施。

・尿量が多く不随意運動が激しいため、本人が起きている時は２人体制で対応が必要。便秘傾向で、６～７日排便がなければ浣腸を実施、この時も便汚染予防のため２人で介助が必要。

④ 「２－７口腔清潔」

・歯の汚れがひどいため、看護師が歯ブラシで１日１０分程度磨いている。

・吸痰については昼間の痰吸引は１日１回程度と夜間に２～３回は実施している。

⑤ 「２－１０上衣の着脱」「２－１１ズボン等の着脱」

・身体が硬く袖が入りづらいため２人で汗だくになり介助を行う。着脱の機会は入浴時（週２回）と尿汚染時（月数回）である。

⑥ その他

・夏場は[redacted]の悪化で不随意運動による下肢の擦り合わせにより皮膚がめくれ浸出液が出る。両下肢の湿疹が上肢にもとびひする。そのため、毎日、軟膏塗布、ガーゼ（タオル）交換が必要である。処置は看護師とヘルパーの２人体制で行う。

上記内容について、認定調査では聴取できておらず、介護認定審査会で十分な議論に至らなかったと判断する。

（２）「心身の状況が変わっていないのに介護度が下がった」という主張について

要介護認定は、保険者が申請を受理してから認定調査・主治医意見書等により介護認定審査会において審査・判定することになる。よって、要介護度は申請時点の状況で判断するものであり、過去の状況と比較して判断することはできない。

（３）三重県介護保険審査会の判断

本件の要介護認定については、介護認定審査会の手法に問題はないが、認定調査での聴取が不十分であり「介護の手間」に関する議論が十分できなかったと判断する。

よって、このことを再検討の上、再度認定を行うことが妥当と判断する。

３　審査庁の判断

審査庁が認定した事実及び県審査会の鑑定の結果によると、処分庁の本件処分を行うに当たっての手続には瑕疵はないものの、原処分の根拠となった認定調査と県審査会の行った鑑定の結果には相違があり、処分庁の原処分を行うに当たっての判

断は不適当なものであると認められるので、改めて要介護状態の認定を行うことが妥当である。

4　結論

本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第４０条第３項の規定に基づき主文のとおり裁決する。

平成２６年３月７日

三重県知事　　鈴　木　英　敬

教　　示

この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して３０日以内に行政不服審査法第８条の規定により、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して３０日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると再審査請求をすることができなくなる。）。

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となる。）提起することができる（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過するとこの裁決の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。